



初秋の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。長期のお休みを頂戴し、ご不便をおかけいたしました。弊所は日本M & A協会の理事会員となりました。中小企業の事業承継M & Aを支援します。

重要情報

1. 年末調整用の提出書類が大きく変わります

年末調整に向けて社員が会社に提出する書類が、給与所得者の「扶養控除等申告書」「配偶者控除等申告書」「保険料控除申告書」の3部構成となります。うち後2部については適用がない場合は提出不要です。

2. 来年度の税制改正各府省庁の要望出揃う

中小企業庁は、中小企業のM&Aによる事業承継の更なる円滑化措置に加え、個人事業主の事業承継円滑化措置などを挙げています。その他国交省等による生産設備等の耐震化援助「国土強靭化税制」の創設を要望しています。

3. インボイス導入後の消費税端数処理への対応

5年後の2023年10月から開始する消費税の適格請求書制度では、消費税の端数処理は請求書ごとに行うため、現行個々の商品ごとに端数処理を行うシステムを利用する場合は、導入時までに回収が必要となります。

元バックパッカー赤羽の旅団(バナ)

[2018.8月グアテマラ]

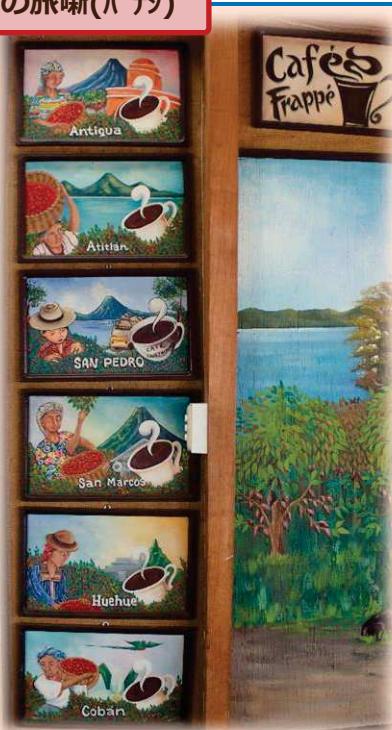
今年の夏季休暇は中米グアテマラを旅してきました。

多くの方にとって、グアテマラは浅黒い顔で麦わら帽子を被った人がコーヒー畑で農作業しているようなイメージしかないと思います。ですが、行ってみると自然環境、歴史、文化など見どころ盛りだくさんな魅力的な国でした。

- ①コーヒーとカカオの世界的な産地
- ②3千年の歴史を誇るマヤ遺跡
- ③伝統を色濃く残すマヤの末裔
- ④活火山とカルデラ湖の温泉大国
- ⑤カトリック様式の教会群

特に印象深かったのが、マヤの末裔の方々がかつて世界の中心となった文明に誇りをもち、現代において伝統を守って、独自の言葉や民族衣装を大切にしていることでした。カトリックで植民支配されたラテンアメリカの国々の中でも「らしさ」が光る国です。

しばらくはグアテマラのお話です。



☆事務所からの連絡☆

保険料控除資料が各ご家庭に届きます。従業員の年末調整や確定申告で使いますので、大切に保管するようご周知ください。

10月のイベント

- ・個人住民税3期納付
- ・厚生年金保険料改定
(9月分10月納付)
- ・保険料控除証明が届きます

税金マメ知識

マンション管理組合の課税についてのお話です。管理組合は個人の集まりであって、法人登記などは通常行いません。しかし、個人の集まりでも規約を設け理事を置いて組織的に運営されるものは「人格のない社団」に分類され、「収益事業」を営む場合に、法人税や消費税の申告義務が生じます。

たとえば、外壁に広告看板を掲げたり、共有部分に電話会社等のアンテナを設置したりして賃料を受取る場合は、収益事業に該当します。これらの収入はマンションの組合員個々人に帰属するとも考えられますが、通常は理事会などで規約を改定し剩余金の配分手続きを取らなければ組合員には帰属しませんので、その考えは否定されています。

トラブルが多いのは住人専用駐車場の空きを外部に貸し付けるケースです。一部でも外部貸付があれば、全体の駐車場料金が課税対象となってしまうので注意が必要です。

晩酌のじかん

宅の一人息子も早いもので来年小学生になります。これまでのように夏休みをずらして長期休暇をとる生活は、いったんおしまい。いずれ来る旅行のチャンスに備え、当面は仕事を頑張ってお金を貯めます。相変わらずそこの日暮らし、お前はホントに税理士か！？また、言われてしまいました。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区

六角橋6-18-22コンフォート白楽1階

TEL:045-594-6541/凸:045-594-6540

Mailto:tax.akahane@ksk.red